

各保育施設長 殿

文京区子ども家庭部  
子ども施設担当課長 足立 和也  
(公印省略)

登園届の取扱い、予防接種後の登園に関する留意事項について（通知）

平素より当区の保育行政にご理解ご協力を賜り、御礼申し上げます。

登園届の取扱い、予防接種後の登園については、これまでも各施設において適切に対応していただいていることと存じますが、このたび、区としてご留意いただきたい内容をまとめましたので改めてご確認の程よろしくお願いいたします。

記

1 登園届の取扱いについての留意事項

- (1) 文京区立保育園においては、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（2023（令和5）年5月一部改訂）＜2023（令和5）年10月一部修正＞」（こども家庭庁）」36頁に「子どもの病状が回復し、保育所における集団生活に支障がないと医師により判断されたことを、保護者を通じて確認した上で、登園を再開することが重要である。」と記載があることから、文京区内の医師会との協議も踏まえ、医師の許可を得て、保護者が記入する「登園届」を、登園再開の際に園に提出するという取扱いを行っています。
- (2) 区内私立保育施設等におきましても、子ども及び保護者の負担や医療機関の状況も考慮した上で、登園再開の際に登園届の利用のご検討をお願いしております。なお、疾患の種類等によって、「意見書（医師記入）」の提出を否定するものではありませんが、可能な限り上記の取扱いに準じた対応をしてください。
- (3) 現在「意見書（医師記入）」の提出を保護者に依頼している施設が、「登園届（保護者記入）」の提出に取扱いを変更する場合は、全ての保護者へ周知徹底の上、年度替わりに合わせて変更するなど、混乱が生じないよう最大限努めてください。また、重要事項説明書やしおりの記載の変更が必要な場合は、余裕を持った対応をしてください。
- (4) 令和4年11月4日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について」において、従業員又は児童等が新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザに感染した場合、医療機関が発行する治癒証明書等の提出を求めないことが記されています。

2 予防接種後の登園についての留意事項

- (1) 文京区内の医師会より、園児が予防接種を受けた場合、保育園や幼稚園の当日の登園は可能であるため、園が登園を拒むことがないように区内保育施設等への周知の依頼がありました。
- (2) 園児が予防接種後に登園した場合は、園児の様子を確認し、下記の点を保護者に確認した上で、特に問題がなければ、当日の登園を受け入れてください。
  - ア 接種後約30分間、お子さんが特に普段と変わらないこと。
  - イ 登園してから園で注意すべきことを医師から聞いていないか確認する。医師から注意すべきことを聞いている場合は、園に必ず伝えていただく。

【担当】

文京区子ども家庭部幼児保育課保育施設指導担当  
電話 03-5803-1845